

注●金額は1か月当たりの限度額。へ内の金額は、多数該当（過去12か月に3回以上の高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合。

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が後から支給される高額療養費制度。その自己負担限度額が下表のとおり変更されました。

現役並み所得者：同一世帯に住民税の課税所得が144.5万円以上の70歳以上国保被保険者および老人保健受給者がいる方。老人保健受給者の場合は、同一世帯に住民税の課税所得が144.5万円以上の70歳以上または老人保健受給者がいる方。ただし、その該当者の収入が、1人の場合は38.3万円未満、2人以上の場合は52.0万円未満であれば、申請により1割負担になります。

高齢者（現役並み所得者）の医療費自己負担割合
70歳以上の方のうち、現役並み所得者（老人保健受給者も含む）が医療機関に支払う自己負担割合が変更されました。

9月まで
2割
10月から
3割

10月から

国保と老人保健が変わりました

保険年金課
▶ 国保年金係 ☎23局2149
▶ 医療係 ☎23局3514
FAX 23局0180



● 高額療養費制度における自己負担限度額（70歳未満の方）

対 象	自己負担限度額（～9月）
上位所得者 （月収 56 万円以上＊）	139,800 円＋（医療費－ 466,000 円）× 1 % ＜77,700 円＞
一 般	72,300 円＋（医療費－ 241,000 円）× 1 % ＜40,200 円＞
低所得者 （住民税非課税）	35,400 円 ＜24,600 円＞

＊国民健康保険においては年間所得670万円以上

改正後
▶ 10月から

対 象	自己負担限度額（10月～）
上位所得者 （月収 53 万円以上＊）	150,000 円＋（医療費－ 500,000 円）× 1 % ＜83,400 円＞
一 般	80,100 円＋（医療費－ 267,000 円）× 1 % ＜44,400 円＞
低所得者 （住民税非課税）	35,400 円 ＜24,600 円＞

＊国民健康保険においては年間所得600万円以上

● 高額療養費制度における自己負担限度額（70歳以上の方）

対 象	自己負担限度額（～9月）	
	外来（個人ごと）	
現役並み所得者 （月収 28 万円以上、課税所得 145 万円以上）	40,200 円	72,300 円＋ （医療費－ 361,500 円）× 1 % ＜40,200 円＞
一 般	12,000 円	40,200 円
（住民税非課税） 低所得者	II	24,600 円
	I （年金収入 65 万円以下等）	15,000 円

改正後
▶ 10月から

対 象	自己負担限度額（10月～）	
	外来（個人ごと）	
現役並み所得者 （月収 28 万円以上、課税所得 145 万円以上）	44,400 円	80,100 円＋ （医療費－ 267,000 円）× 1 % ＜44,400 円＞
一 般	12,000 円	44,400 円
（住民税非課税） 低所得者	II	24,600 円
	I （年金収入 80 万円以下等）	15,000 円



10月から 出産育児一時金 の額が引き上げられました

少子化対策の一環として、国民健康保険加入者の出産育児一時金の額が改正されました。

出生児一人につき
9月まで 30万円 ▶ 10月から 35万円

● 出産・分べんに必要な費用の支払いが困難な場合は…

「出産育児一時金受領委任払制度」をご利用ください。出産にかかった費用（出産育児一時金として支給される35万円を限度）を田原市国民健康保険が、被保険者に代わって医療機関に直接支払います。希望される方は保険年金課国保年金係までご相談ください。

▶ 保険年金課国保年金係 ☎23局2149

FAX 23局0180